

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第5項の規定により次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定により公告します。

平成31年4月8日

佐賀県知事 山口 祥義

- 1 届出者の氏名及び住所
株式会社スーパーモリナガ
代表取締役 堤 浩一
佐賀県佐賀市川副町大字南里757番地
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称：スーパーモリナガ唐津佐志店
所在地：佐賀県唐津市佐志字新田3820番1
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,863㎡
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
98㎡
- 5 大規模小売店舗の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成31年4月15日